

## 日程・申告会場

甘楽町内での申告会場の日程は以下のとおりです。

日程	申告会場	受付時間
2月16日(木) 17日(金)	秋畑地域交流センター	午前9時～11時30分／午後1時～3時30分
20日(月) 21日(火)	甘楽町文化会館	●水曜日のみ (2月22日、3月1・8・15日) 午前9時～11時30分／午後1時30分～6時
22日(水) 24日(金)	甘楽町図書館 「ら・ら・かんら」	●例年、朝早い時間や各会場の初日が特に混み合います。 混雑緩和のためできる限り他の時間にお越しください。 ●混雑時は、受付時間内であってもその日の受付を終了する場合があります。
2月27日(月) 3月15日(水) ※土・日除く	甘楽町公民館 (1階 中会議室)	

▶対象地区は設けていません。ご都合の良い日時にお越しください。

- 滞在時間短縮のため、収支内訳書(営業・農業・不動産所得などある人)、医療費控除明細書は必ず事前に作成してください。作成していない場合は、申告会場に設置の「作成コーナー」で作成してから、受付をお願いします。
- 2月16日(木)から2月24日(金)の間は、役場へお越しただいても申告相談はできません。

### 申告に必要なもの

- マイナンバーカード(扶養する人がいる場合、その人のマイナンバーが分かるもの)
- 源泉徴収票または支払調書(給与・年金収入がある人)
- 収支内訳書、収入および必要経費を確認できる帳簿・領収書など(事業・不動産所得がある人)
- 社会保険料(国民年金保険料など)の控除証明書
- 地震保険料・生命保険料・寄附金控除などの控除証明書
- 医療費控除の明細書(医療を受けた人の氏名、病院(薬局)名、支払額などを記入してください)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など(障害者控除を受ける人)
- 申告者名義の通帳および金融機関届出印


### 町では申告できないもの

下記の内容を含む申告は、町では受付できませんので、富岡税務署で申告してください。

- ・青色申告
- ・譲渡所得(土地・建物・株式など)
- ・住宅借入金等特別控除
- ・準確定申告(死亡した人の申告)
- ・その他特殊な内容の申告

■ 問い合わせ

- 町県民税に関すること  
町住民課住民税係 ☎64-8312
- 確定申告などに関すること  
富岡税務署 ☎63-2235※自動音声案内

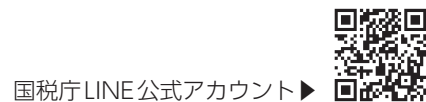


町ホームページ

### 富岡税務署からのお知らせ

#### 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は会場で当日配布しますが、国税庁LINE公式アカウントから事前取得できます。



#### “自動計算・自動入力・自宅から”確定申告はスマホからがおすすめです!

- 相談はチャットボットや電話でも可能です。
- e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は「動画で見る確定申告」でもご案内しています。



確定申告書作成コーナー



税務相談チャットボット



動画で見る確定申告

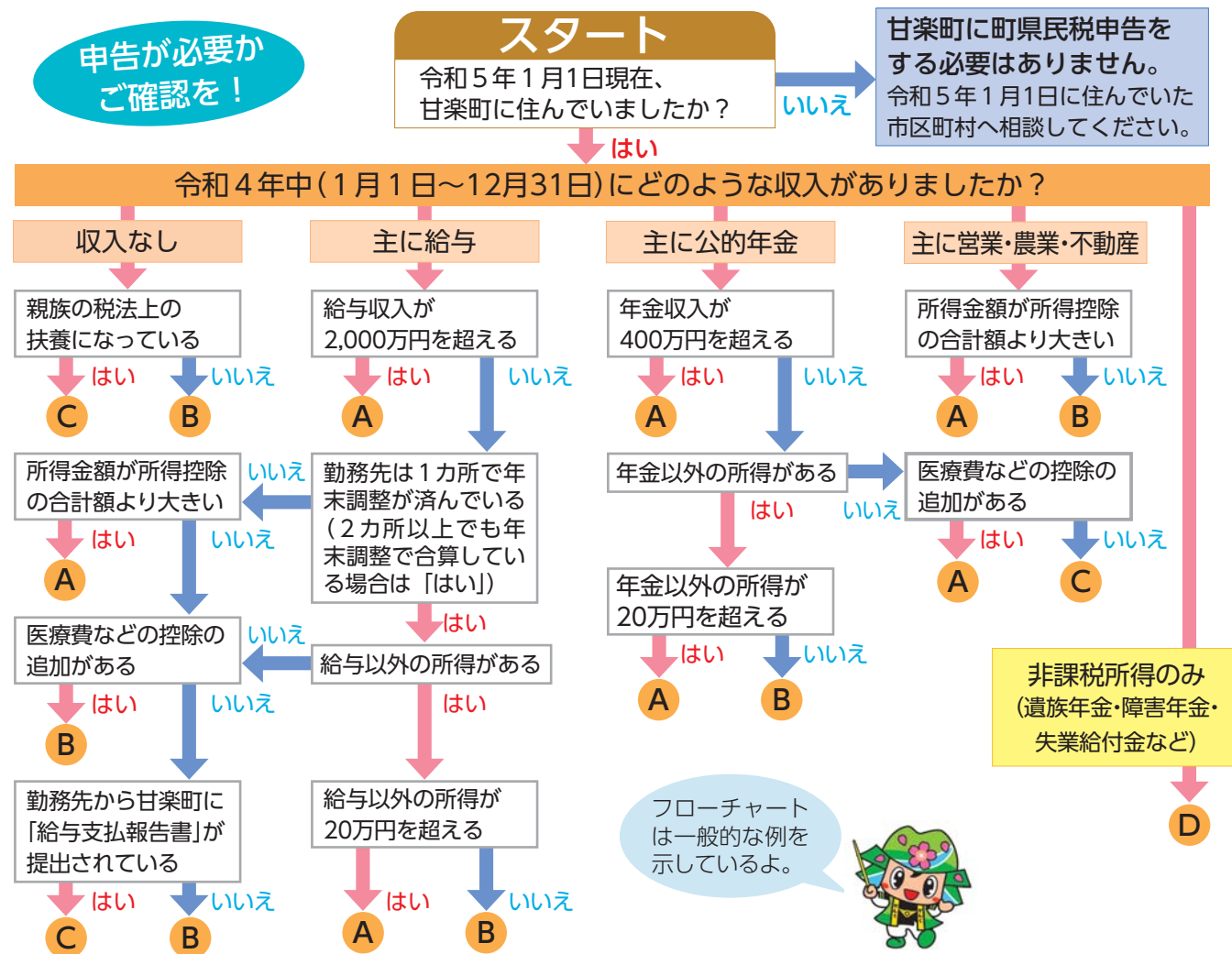
申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日、祝日を除く)

## 所得税・町県民税の申告



所得税の確定申告と町県民税の申告が始まります。

どちらも令和4年1月1日から12月31日までの1年間に得た収入などを申告する制度です。町県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの基礎資料となります。申告をしないと、各種証明書の発行や保険料の算定に影響しますので、下記のフローチャートを参考に申告が必要かどうかを確認し、申告が必要な人は期限内に申告してください。



<b>A</b>	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、町県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
<b>B</b>	町県民税の申告が必要です	収入がなかった人は電話申告が可能です。所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
<b>C</b>	申告をする必要はありません	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。
<b>D</b>	申告が必要な場合があります	国民健康保険税などの軽減措置を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、町県民税の申告が必要です。